

# 東日本大震災被災地障害福祉サービス事業所等を対象とした 販路拡大支援事業 実施要綱

## 1. 目的

東日本大震災より5年目を迎えたが、東北被災エリアの復興状況はまだまだ道半ばであり、継続的な支援を要する状況である。物販を扱う障害福祉サービス事業所等においても、震災後販路の縮小や売り上げの減少など、少なからず影響を受けており、復興状況に比例して困難な課題となっている。

そのため、東日本大震災復興支援委員会における東日本大震災復興支援の取り組みのひとつとして、本協会ウェブサイトにおいて、希望する事業所のウェブサイトのリンクを貼ることで、障害福祉サービス事業所等の物販の活用をピーアールするとともに、被災地障害福祉サービス事業所等の販路拡大の一助となることを目的とする。

## 2. 対象事業所

東日本大震災時に岩手県、宮城県、福島県内に開設していた障害福祉サービス事業所等（以下「福祉事業所」という。）のうち、物販を行っており、ウェブサイトを開設している福祉事業所を対象とする。

## 3. 事業実施期間

2015年9月14日から2018年3月31日まで

（申請受理は2018年2月28日まで）

なお、期間終了後の事業継続については、東日本大震災復興支援委員会内で協議の上、事業実施終了日1カ月前までに理事会の承認を得るものとする。

## 4. 申請受付から掲載までの流れ

### **(1) 申請受付**

「ウェブサイトリンク申請書」（様式1）を用いて本協会事務局へメール送信（送信先：office@japsw.or.jp）またはFAX（送信先：03-5366-2993）にて送信

### **(2) 申請内容を委員会にて掲載可否判断（申請から概ね2週間以内）**

申請内容を東日本大震災復興支援委員会にて確認・協議（メーリングリスト上の協議を含む）の上、掲載の可否を判断

### **(3) 本協会ウェブサイトへ掲載（申請から概ね4週間以内）**

本協会ウェブサイトにて希望URLのリンクを掲載し、対象事業所へ事務局よりメール等にて報告

### **(4) 理事会へ報告**

おおよそ3カ月毎に掲載状況を事務局より報告

なお、通常と異なる対応や、件数が多い場合など、早急に報告すべき事項については適宜報告

## 5. 掲載可否の基準

- ・福祉事業所であり、ウェブサイトを開設していること。

- ・ウェブサイトは、自他の個人情報の管理に十分注意を払っていることが望まれる。
- ・以下に該当するウェブサイトは、掲載を許可しない（禁止事項）。
  - ◆ 著作権や知的所有権、肖像権等、他人の権利を侵害
  - ◆ 公序良俗に反するものの公開
  - ◆ 個人情報の無断公開
  - ◆ 特定の政治活動や宗教活動を支援または糾弾するもの
  - ◆ その他、内外の法令および社会慣行に反する恐れのあるもの

## 6. リンク掲載の変更・終了及び掲載取消

- ・3の事業実施期間内は、申請元より連絡のない限り、掲載を継続する。
- ・ウェブ掲載を変更または終了したい場合には、申請元は「ウェブサイトリンク変更・取下げ依頼書」（様式2）を事務局へ提出する。東日本大震災復興支援委員会の確認を経て、事務局は掲載内容の変更または掲載終了の作業を行う。
- ・掲載期間中に、前項の「掲載可否の基準（禁止事項）」に抵触したと判断される場合は、東日本大震災復興支援委員会の確認を経て、リンク掲載を取り消すことができる。

## 7. 経費等について

- ・本事業に係る以下の経費については、東日本大震災復興支援活動事業経費から本協会が負担することとする。
  - ◆ 本事業紹介のための書類印刷費（印刷製本費）、郵送費（通信運搬費）
- ・その他の経費支出が必要となる場合には、東日本大震災復興支援委員会委員長より理事会に諮る。以下の経費は、本協会全体会計（公益目的事業会計・法人会計）にて支出とする。
  - ◆ ウェブサイトの維持費
  - ◆ 本協会事務局員人件費
  - ◆ 東日本大震災復興支援委員会開催費
- ・本事業を介した売買により生じた収益を本協会の収入とすることはない。

## 8. その他

- ・本実施要綱に修正の必要が生じた場合は、理事会の承認を得るものとする。
- ・本事業にて本協会ウェブサイトに掲載した福祉事業所と利用者（購入者）間の景品表示法・製造物責任法などの法令違反の他、一切のトラブルについては、本協会は責任を負わず、クレーム・苦情に対する対応も一切行わない。
- ・事業開始後も更なる周知を図る目的にて、必要に応じ、本協会（東日本大震災復興支援委員会）から福祉事業所に対し文書・写真などによる経過報告や福祉事業所の紹介を求めることができる。
- ・本事業を利用している福祉事業所において、被災の影響を含む諸事情により、情報（所在地・連絡先等）に異動があった際には、すみやかに事務局に届け出るものとする。

## 附則

- 1 この要綱は、2015年9月11日から施行する。

## 附則 (2016年11月25日改正)

- 1 この要綱は、2016年11月25日から施行する。